

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年4月24日

世田谷区

1 業務概要等

(1) 件名

(仮称)世田谷区立認定こども園給田幼稚園等整備基本構想作成支援業務委託

(2) 業務概要

本業務は、ほっとスクール及び障害児通所施設を含む幼稚園型認定こども園を整備するために必要な基本構想作成支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容

- ①現況調査及び整理・分析
- ②建築と条件の整理・検証
- ③建築計画案の比較・検討
- ④区が実施する説明会用の関連資料の提供及び同席
- ⑤基本構想案の取りまとめ、概略設計図書等の作成

※基本構想案には、複合施設（認定こども園、ほっとスクール及び障害児通所施設）の設計コンセプトや園庭活用の方法等のゾーニングを含む。

(3) 履行期間（期限）

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 参加資格

公告日現在、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されている一級建築士事務所であること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの共同格付けにおいて、営業種目「建築設計」の格付け第1位～150位以内を有する、または世田谷区内に本店もしくは支店が所在する事業者であること。
- (3) 認定こども園(幼稚園を含む)または保育園、児童館の建築に関わる設計業務実績があること。

※対象となる認定こども園または保育園、児童館は、公設（営）または民設（営）のいずれでも可とする。

※幼稚園については学校教育法に基づき設置される施設、保育園については子ども・子育て支援法に規定された教育・保育施設、児童館については児童福祉法に基づく児童福祉施設として厚生労働省通知による集会室、遊戯室、図書室、

相談室等児童館活動を実施するための諸室があるものとする。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

※本提案の応募者が業務の一部を外部法人へ再委託する場合は、当該外部法人も該当していないこと。

(5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

(7) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。

(8) (仮称)世田谷区立認定こども園給田幼稚園等整備基本構想作成支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

【選定委員の構成】

委員長	教育委員会事務局教育総合センター長	宇都宮 聡
副委員長	教育委員会事務局教育総合センター教育相談課長	水谷 敦
委員	施設営繕担当部公共施設マネジメント課長	高橋 一久
	障害福祉部障害保健福祉課長	織田 健一
	教育政策・生涯学習部施設整備課長	船田 桂子
	乳幼児教育・保育支援課 幼児教育専門幹	佐々木 要子

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加表明書をはじめとした1次提案提出書類一式を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

①業務履行体制

②業務実績

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

①提案額

②業務実施方針

③提案書（提案内容）の的確性や具体性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局

教育総合センター乳幼児教育・保育支援課（担当：岩坂、高崎、藤野）

所在地 〒154-0023 世田谷区若林 5-38-1 教育総合センター 1階

電話 03-6453-1531

(2) 説明書の交付期間、交付方法

①交付期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月14日（木）

②交付方法

[区ホームページからダウンロード（ページID：32592）](#)

〔区ホームページ〕 検索メニュー 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 子ども・教育・若者支援
--

(3) 1次審査

①質問

受付期間：令和8年4月24日（金）～令和8年4月30日（木）17時

方 法：オンライン申請（LoGo フォーム）にて受付

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1469758>

回 答：令和8年5月8日（金）までに区ホームページに随時掲載

②1次審査書類提出

期 限：令和8年5月14日（木）17時（必着）

方 法：上記担当部署の窓口へ持参もしくは郵送（郵送の場合は、追跡サービス等で到着確認のできる方法で送付すること。）

③結果通知

日 時：令和8年5月21日（木）

方 法：電子メールで連絡

(4) 2次審査

①質問

受付期間：令和8年5月21日（木）～令和8年6月4日（木）17時

方 法：オンライン申請（LoGo フォーム）にて受付

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1469826>

回 答：令和8年6月10日（水）までに1次審査通過者へ電子メールで回答

②2次審査書類提出

期 限：令和8年6月17日（水）17時（必着）

方 法：上記担当部署の窓口へ持参もしくは郵送（郵送の場合は、追跡サー

ビス等で到着確認のできる方法で送付すること。)

③プレゼンテーション及びヒアリングの実施

日 時：令和8年6月24日（水）（予定）

（確定日時等は1次審査通過者へ別途連絡）

場 所：世田谷区立教育総合センター

④結果通知

日 時：令和8年6月26日（金）（予定）

方 法：電子メールで連絡及び区ホームページに掲載

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約等について

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

③審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。ただし、第1候補者と合意に至らなかった場合には、第2候補者と協議を行い、区及び第2候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

④本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

⑤当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有（令和9年度以降：基本設計、解体設計、実施設計、工事監理業務）

※契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(3) 区は、本件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができるものとする。

(4) 事業者からの提出物は返却しない。

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

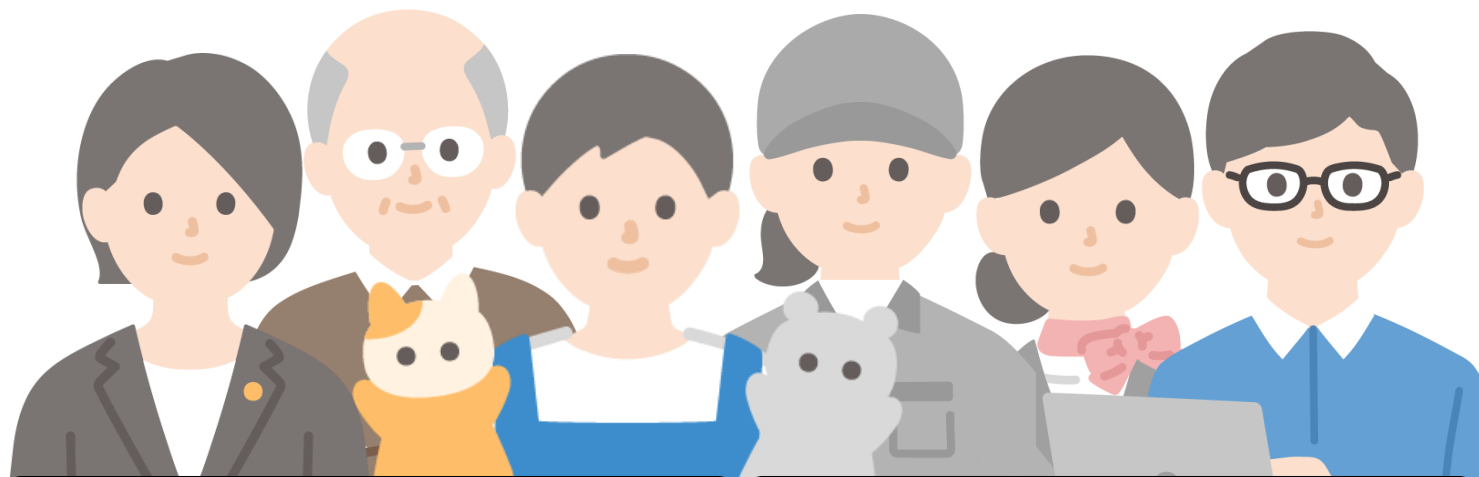
(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は、対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

(8) 詳細は説明書による。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手(特殊)	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手(一般)	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。